

プレス・リリース

報道関係者各位

発信日：2005年4月22日

枚数：4枚



「コントロール・アームズ」日本キャンペーン

レポート「武器の規制と人間の安全保障」 緊急発表

<コントロール・アームズとは>

2003年10月、「コントロールアームズ」キャンペーンが国際的に発足しました。アムネスティ・インターナショナル、オックスファム、国際小型武器行動ネットワーク(IANSA)は、武器に関する規制を訴え、いまや世界約70ヶ国で活動を展開しています。(<http://www.controlarms.org/>)

日本では、2004年12月18日、正式にキャンペーン開始しました。アムネスティ・インターナショナル日本、オックスファム・ジャパン、ネットワーク『地球村』、インターバンド、テラ・ルネッサンスの5団体の連携で活動しています。(<http://www.controlarms.jp/>)

<レポート緊急発表>

2004年12月の発足以来、日本キャンペーンは、様々な活動を展開してきました。そしてこのたび、**2005年4月15日**、日本キャンペーン・レポート「**武器の規制と人間の安全保障**」を発表することになりました。このレポートにおいては、今日の世界における武器の拡散と不正使用による被害について概観した上で、これまで取り組みが不十分であった分野、すなわち武器の供給の分野における諸問題について重点的に議論し、この分野の取り組みにおいて日本政府が果たすべき役割について、提言しています。

レポートは、日本キャンペーンのウェブサイト (www.ControlArms.jp) から、無料でダウンロードできます。

レポートに関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人 オックスファム・ジャパン

担当 夏木（レポート筆者）、山田

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2階

Tel: 03-3834-1556 Fax: 03-3834-1025

E-mail: midori@oxfam.jp（夏木）

takumo@oxfam.jp（山田）

<http://www.oxfam.jp>



レポート要旨

【武器の拡散と乱用に関する状況と諸問題】

毎日のように何百万人という人々が、武器を伴った暴力の脅威にさらされており、小型武器のみによっても、一分間に一人が命を落としていると推計されています。武器の拡散と不正使用は、多くの人々の命を奪い、残された人々の心に深い爪痕を残し、生活を破壊し、貧困から逃れる機会を奪い去っていきます。

現在、武器の拡散と不正使用がもたらす影響は深刻な局面にあるとともに、その背景となる諸問題は、複雑な様相を見せています。このような問題については、**単一の側面からの、限られた地域での取り組みだけでは限界があります。**例えば、紛争後の武器が出回っているコミュニティにおいて元兵士への武装解除や社会復帰を促進し、回収した武器を破壊して開発支援などを行ったとしても、際限なく武器が流れ込んでくるのでは効果が限られてしまいます。また、「非合法」な武器移転への対策を進めても、国際人権法や国際人道法を侵害するような行為に武器を使用する軍などに対して、政府の許可を得て「合法」に武器が移転される状況について対策がとられなければ、武器は不正に使用され続けます。さらに、武器移転を規制する国内法が整備されても、それぞれの武器に適切な刻印が施されていないければ、実際に違反行為がなされた際に、製造会社や製造国、移転ルートを追跡し、その移転に関与した人々が負うべき責任を追及することは困難になります。

NGO も、国際機関も、そして各国政府も、武器の供給側の問題と需要側の問題の両方に、緊急に取り組まなければならない時が来ています。全ての政府は、武器の流通及び武器生産の拡散を規制するために、各国政府は協調しなければなりません。しかし、2001年9月11日以降、「テロとの戦い」において「味方」とされる国々に武器を移転することができるようにするために、武器移転に関する規制を緩めた国もあります。彼らの「味方」が、武器を使って国際人権法および国際人道法を侵害するような行為を行う可能性は、考慮されていません。武器の移転規制についての議論は1990年代から活発になってきていますが、各国政府による実際の取り組みは遅々として進んでおらず、武器の移転を規制する法的拘束力のある国際的な取り組みも、不十分なままです。

武器の移転が、他国での人権侵害や国際人道法の重大な侵害につながらないようにするために、**移転許可の基準を設定する武器貿易条約 (Arms Trade Treaty: ATT) が締結される必要があります。**そして同時に、ブローカー取引や武器の刻印・追跡、ライセンス生産などに関する規制を強化する必要があります。これらの取り組みは単独では十分な成果を持ちえなく、**すべての取り組みが一貫性を確保しながらなされることが重要です。**また、そのような取り組みは、**地域を越えた国際的なものであるべきであり、法的拘束力を持つものであるべきです。**

【日本政府が果たすべき役割】

これまで日本政府は、小型武器を含む通常兵器に関する国際的・地域的な取り組みにおいて、主導的な役割を果たしてきており、その貢献は高く評価されています。日本政府も、このような武器への取り組みは、「人間の安全保障」を実現する上で重要な意義を有している、と認識し、重要な柱の一つとして位置付けていることを主張しています。「人間の安全保障」を外交の重要な要素であるとする日本政府には、人間の安全を根源的に脅かす問題についての国際的な取り組みにおいて、大きな役割を果たすことが期待されています。

日本で「コントロール・アームズ」キャンペーンを行う NGO は、**小型武器を含む通常兵器の供給側の問題、そしてとりわけ通常兵器の移転の問題は、人間の安全が保証される世界を目指す上で、日本が迅速かつ積極的に取り組まなければならない問題**であると考えます。

確かに、日本政府は 1990 年代からの通常兵器に関する取り組みにおいて、一定の役割を果たしてきました。日本政府としても、小型武器などに関し、「国際社会をリードできる立場にあると言える」と自負しています。しかし、2001 年以降、武器の供給側の諸問題についての取り組みにおいて、**日本政府が積極的な役割を果たしているとは言えない面があります**。武器の移転に関しても、2005 年 4 月 1 日現在まで、武器貿易条約（ATT）についての国際的な会議が何度も開かれ、ATT の原則を支持する国々がイニシアティブをとってきました。しかし日本政府は、そのような会議に出席しても、ATT に関する日本政府としての立場や意見を明確に表明することすらしていません。

移転許可の基準を求める様々な国々は、既に行動を起こしてきています。2005 年 4 月現在までに、コスタリカ、マリ、カンボジア、フィンランド、アイスランド、ケニア、イギリス、セネガル、ニュージーランドなどの国々が公式に支持を表明しており、その他、公式な支持表明はなくとも ATT を支持する国々が増加してきています。とりわけ 2004 年 9 月に武器輸出国であるイギリスが公式に支持を表明して以降は、ATT に関する国際的な議論が活発化してきています。ATT の支持国は、ATT の原則を推進すべく、行動計画のプロセスや国連総会などにおける今後のイニシアティブのありかたについて、既に議論を進めています。2005 年 3 月 15 日、イギリス政府は、通常兵器の問題において欠けている重要な問題が移転規制であることを述べ、通常兵器全般について規制する条約の締結に向けて国際社会全体が取り組むべきであるとして、2005 年 6 月の G8 外相会合で協議する意向を表明しました。ATT に関する今後の議論は、今後更に活発化することが見込まれます。

通常兵器に関して、人間の安全保障を促進するために必要な取り組みは、例えばアフリカなどの地域レベルの努力や国家レベルあるいはコミュニティ・レベルにおける個々の取り組みだけでは不十分です。そのような取り組みは、国際レベルでの、武器の供給側の取り組みがなされてこそ、十分な効果が期待できるものです。日本政府は、通常兵器全般に関する移転規制に支持の意を示し、そして他の国々を先導して条約の締結に向けて尽力すべきです。

日本政府の全ての関係者は、ATT の原則とはどのようなものであるかについて詳細に理解した上で、国内での議論を深めるべきです。その上で日本政府は、ATT についての国際的な議論に積極的に参加すべきです。そして日本政府は、ATT の原則に関して積極的な姿勢を明確に示し、既に ATT の原則を支持している諸国と共に、国連などの場において ATT の原則の推進に貢献すべきです。さらに、武器の刻印・追跡やブローカー取引などの問題についても、地域の枠を超えた法的拘束力のある条約の締結に向けて、積極的な役割を果たすべきです。最後に、日本政府には、通常兵器の完成品および部品や関連技術、軍用に転用可能な民用品、警察用の装備なども含めた幅広いカテゴリーに対する厳格な規制のありかたを、国際社会に示していくことが求められます。

武器の拡散と不正使用に関する様々な問題は、私たち人間の行為の連鎖が作り出し、そして私たちの社会のありかたに深く関わりのある問題です。だからこそ、各国政府や国際機関、NGO、そして私たち一人一人の行動如何によって、武器についての問題への解決の道は開けていくはずで、そのなかで、日本政府には果たすべき役割があります。行動を起こさなければならない時は、既に来ています。